

株式会社丸豊住宅一般事業主行動計画

株式会社丸豊住宅では育児介護等の家庭生活と仕事との両立を図るため、次の取り組みを実施します。

【計画期間】 平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間

【目標1】 子ども出生時に父親が取得できる休暇制取得の促進

<対策>

平成23年5月	取得促進のため打合せ
平成23年6月～7月	促進方法の検討
平成23年8月～	必要に応じて就業規則の変更 制度について従業員に周知
平成24年4月	促進対策の見直し

【目標2】育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の整備と周知

<対策>

平成23年4月	就業規則の見直し
平成23年5月～	各制度について周知方法の検討と周知